

改正案	現行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎</p> <p>イ 送迎加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一回の</p>

回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用していること。

(3) 原則として、当該月において、週三回以上の送迎を実施していること。

ロ 送迎加算Ⅱ)

イの(1)の基準に適合し、かつ、イの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 (略)

三 介護給付費等単位数表第10の7の注、第11の11の注、第12の14の注、第13の13の注及び第14の15の注において厚生労働大臣が定める送迎

第一号の規定を準用する。

送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用し、かつ、週三回以上の送迎を実施している場合であること。

二 (略)

三 介護給付費等単位数表第11の7の注、第12の11の注、第13の14の注、第14の13の注及び第15の15の注において厚生労働大臣が定める送迎

第一号の規定を準用する。